

# 国民健康保険税の公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）が始まります

平成22年10月から、公的年金を受給している人の国民健康保険税の納付方法が変わり、公的年金からの引き落としとなります。今回は、国民健康保険税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）について紹介します。

## 対象となる人や年金などは次のとおりです

### ◆対象となる人

- 次の全ての条件に該当する人
- ①世帯主が国民健康保険の加入者である
  - ②世帯の国民健康保険加入者全員が4月1日現在で65歳以上75歳未満であること
  - ③世帯主の老齢基礎年金などの支給年額が、18万円以上であること

### ◆対象となる年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

### ◆引き落としされる税金

国民健康保険税全額

### ◆徴収方法

あること

- ④世帯主の介護保険料が年金から天引きされていて、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1以下であること

上半期の年金支給月（4月、6月、8月）ごとに、前年度の2月に天引きされた額が徴収される仮徴収が行われます。下半期（10月、12月、2月）は年税額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて徴収する本徴収が行われます。※仮徴収は平成23年度から開始されます。

### ◆年金からの天引きが中止になる場合

- ①対象となる条件から外れたとき
- ②年度途中で国民健康保険税額に変更が生じたとき
- ③世帯員が75歳になったとき
- ④災害など、特別な理由により年金からの天引きが適当でなくなったとき

### ◆口座振替希望の場合

特別徴収の対象となった場合でも、これまでに国民健康保険税の滞納がないなどの条件を満たせば口座振替での納付を選択することができます。口座振替を希望される場合は、申出書の提出が必要となります。

#### 【特別徴収・普通徴収の判定例】

	国民健康保険加入状況	判定	判定理由
例1	世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳	特別徴収	
例2	世帯主(国保)72歳、妻(国保)63歳	普通徴収	65歳未満の加入者がいる
例3	世帯主(後期高齢、擬制世帯主)78歳、妻(国保)68歳	普通徴収	世帯主が国保加入者ではない
例4	世帯主(社会保険、擬制世帯主)72歳、妻(国保)68歳	普通徴収	世帯主が国保加入者ではない
例5	世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(国保)40歳	普通徴収	65歳未満の加入者がいる
例6	世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(社会保険)40歳	特別徴収	

※ 擬制世帯主とは、国保の加入者ではない世帯主のこと

# 国民健康保険税の納期が変わります

平成22年度から、国民健康保険税の納期が変わります。

まず、公的年金からの特別徴収制度（天引）開始により、特別徴収の納期が追加されます。

さらに、現在の4月納付分（仮算定）を廃止し、前年度所得が確定したあとの7月を第1期とし、納付回数も現行の6回から9回に増やすことにより、1回の納付額を低く抑え、負担を少なくしました。ただし、平成22年度については、特別徴収が10月から開始されますので、1期分から3期分（7月から9月納期分）は全て普通徴収となります。

※普通徴収…納付書または、口座振替で納付すること。  
※仮徴収…前年度の第6期の特別徴収額を引き落とすこと。

【現行】		【平成22年度のみ】			【平成23年度以降】		
	普通徴収		普通徴収	特別徴収		普通徴収	特別徴収
4月	1期	4月			4月		1期(仮徴収)
5月		5月			5月		
6月		6月			6月		2期(仮徴収)
7月	2期	7月	1期		7月	1期	
8月		8月	2期		8月	2期	3期(仮徴収)
9月	3期	9月	3期		9月	3期	
10月		10月	4期	4期(本徴収)	10月	4期	4期(本徴収)
11月	4期	11月	5期		11月	5期	
12月		12月	6期	5期(本徴収)	12月	6期	5期(本徴収)
1月	5期	1月	7期		1月	7期	
2月		2月	8期	6期(本徴収)	2月	8期	6期(本徴収)
3月	6期	3月	9期		3月	9期	

お問い合わせ  
市役所税務課  
(☎) 662-3164

## こんなに便利です“住基カード”



### ★行政手続のインターネット申請（公的個人認証サービス）で税の還付も！

住基カードに「公的個人認証サービス」の電子証明書を登録すると、住基カードを使って自宅のパソコンからインターネットで所得税の確定申告（e-Tax：国税電子申告・納税システム）などの行政手続を行うことができます。

e-Taxで所得税の確定申告を期限内に行うと、所得税額から最高5,000円の税額控除を受けることができます。（ただし、平成19年分から平成22年分のいずれか1回のみ）

※公的個人認証サービスの手続には、手数料500円が必要です。

### ★「住基カード」とは？

正式には「住民基本台帳カード」といい、市が交付する安全性に優れたICカードです。

### ★身分証明書として便利な「写真付き住基カード」

住基カードには、写真付きと写真なしの2種類があります。写真付きタイプは、金融機関や行政の窓口などで公的な身分証明書として利用できます。

### ★住基カードは、どうすれば取得できるの？

市役所市民課・各地域局で申請できます。平成23年3月末までに申請していただくと手数料が無料になりますので、ぜひこの機会に取得して下さい。

【お問い合わせ】 市役所市民課(662-3163)